

○「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受け、令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

○介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

○見える化要件とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

○介護職員処遇改善加算の取得状況

見える化要件に基づき、処遇改善加算の取得状況を報告致します。

事業所名	サービス内容	処遇改善加算	特定処遇改善加算
指定障害福祉サービス事業所はみんぐ	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	Ⅰ	Ⅰ
指定障害福祉サービス事業所はみんぐ平岸	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	Ⅰ	Ⅱ
児童デイサービス事業所はみんぐfun	放課後等デイサービス 児童発達支援	Ⅰ	Ⅰ
児童デイサービス事業所はみんぐfunいわない	放課後等デイサービス 児童発達支援	Ⅰ	Ⅱ
指定居宅サービス事業所ライフサポートはみんぐ	訪問介護 第1号訪問事業	Ⅰ	Ⅰ
ライフサポートはみんぐ真栄	訪問介護 第1号訪問事業	Ⅰ	Ⅱ

○職場環境要件の提示

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・処遇の改善	ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
その他	障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	非正規職員から正規職員への転換
	職員の増員による業務負担の軽減